

第 8 7 号 議 案

新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤
の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 14 年新宿区条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項第 1 号中「含む。以下この号において同じ。）
200 円（経験年数が 10 年以上 16 年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者にあつては、100 円）」を「含み、経験年数が 10 年以上 16 年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる者を除く。） 100 円」に改め、同項第 2 号中「300 円」を「384 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「に特定期間」を「に当該期間」に改める。

第 13 条第 2 項第 2 号中「8 万 1,290 円」を「8 万 5,490 円」に改め、同項第 4 号中「4 万 600 円」を「4 万 2,700 円」に改める。

第 2 条 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「384 円」を「434 円」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「特定経験年数学校医等」を「経験年数が 10 年以上 16 年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定（新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第 5 条第 3 項第 1 号の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 9 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 改正後の条例第 5 条第 3 項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第 13 条第 2 項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 5 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第 5 条第 3 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定に基づき、傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額及び傷病補償年金等以外の補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額並びに同条例第 13 条第 2 項の規定に基づき介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、それぞれこれらに相当する改正後の条例の規定に基づく補償の内払とみなす。

（提案理由）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 98 号）の施行等に伴い、学校医等に扶養親族がある場合における補償基礎額の加算額及び介護補償の額を改定する必要があるため